

特殊社會學の研究

池田義祐

われわれが社會學の一部門としてその成立を主張する

特殊社會學 (Special Sociology, Spezielle Soziologie, Sociologie particuliere) とは、いかなるものであるか。

なにかんずく特殊社會學と社會學自體及び他の特殊社會科學等の隣接諸科學との關係は如何。特殊社會學一般についてこのような方法論上からする嚴密なる検討は今日まで社會學界においてほとんどなされなかつたと云つても過言ではあるまい。けれども漠然としてではあるが、個別的には一應、その學問的存在を認められてゐるもの乃至その名稱上から特殊社會學と見なされうる業績にいたつては、その數必ずしも少しとしない現状である。即ち法律社會學乃至法社會學・經濟社會學・宗教社會學・教育社會學・藝術社會學をはじめ、道德社會學・農村社

會學・都市社會學・言語社會學・職業社會學・勞働社會學等にいたるまで比較的多くのものをあげることができらるであらう。

註

ここでわれわれはテンニースの社會學體系にみられる特殊社會學 (spezielle Soziale Soziologie) と云ふ意味で (vgl. F. Tönnies, Soziologische Studien und Kritiken. II. 1926) 或ひはまたタルドの社會學やシムメルの純粹社會學 (reine Soziologie) もしくは形式社會學 (formale Soziologie) をもつて (vgl. G. Simmel, Grundfragen der Soziologie. 1917) 特殊社會學と見なす米田庄太郎博士の意味に従つて「輓近社會學論」第四篇、特殊社會學の概念、昭和二十四年参照) 特殊社會學を問題とするものではない。これらの特殊社會學と稱せられてゐるものは、むしろ社會學自體 (sociology proper) もしくは一般社會學 (general sociology) にほゞ該當するものである。ここで問題としてゐる特殊社會學はかくの如き固有の意味の社會學それ自體ではなく、デュルケムが社會

生理學(La physiologie sociale) 又は社會學の特殊部門(les branches spéciales de la sociologie)と呼んでゐるもの(『L'année sociologique. Tomes. I. II. 1897-1898』)或ひはインハイムが連字符の社會學(Bindestricksociologie)もしくは諸學科の社會學(Sociologie der Einzeldisziplinen)と稱してゐるもの(K. Mannheim, Die Gegenwartsaufgaben der Soziologie. 1923)更にハウイーゼキイガーの特殊社會學(spezielle Soziologie)の如きもの(Th. Geiger, "Soziologie" Handwörterbuch der Soziologie. hrsg. v. A. Verkanth. 1931)乃至わが新明正道氏の分科社會學(同氏編、社會學辭典、昭和十九年)にあたり、主として社會學以外の他の社會科學乃至精神諸科學の對象領域にそれぞれ對應する分科的或ひは要素的意味の諸々の社會學の總稱である。

然しながらこれらの特殊社會學は最近高田博士も指適してゐる如く、その學問的内容において組織的であると云ひ難く、それぞれ個々の立場から隨意的に成立してゐるものであつて、それらの間に全體として一貫した體系を見出すことは困難であると云はざるをえない。(高田)

保馬「社會學と社會科學」社會科學評論
第一・二合併集昭和二十三年、一七頁

註 同様のことを高田博士とは別箇の立場からではあるが新明氏も次の如く論じてゐる。これまで特殊社會學の構

成についてはほとんど問題とされず、これが問題とされた場合でも、きわめて皮相的な非原理的な考察が行われて来ただけである。……一般に特殊社會學が廣汎な範圍にわたつて企圖されて来た實狀から考へると、ひとり特殊社會學の構成が關心の外に置かれて来たことは、不可解な感を覺へるものである。(新明正道「特殊社會學の構成について」戸田貞三博士遺著 觀實記念論文集 現代社會學の諸問題、昭和二十四年、四五七頁)又瀧川博士によれば特殊社會學の一としての法律社會學の現況は次の如くである。社會學の意味は極めて漠然と用ひられてゐて、學者の考へるところは一致しないし、その方法論は多岐多様で、社會學が何であるか、その本質を明かにすることは困難である。社會學に關する書物は、日一日と數を増しつつあるが、その多くは法社會學の必要を主張するに止まり、法社會學の體系を建設する計畫を示したものは甚少い。(瀧川幸辰「法律學」二四頁、恒藤恭編 社會科學を學ぶ人々に昭和二十五年)

然るに最近にいたつてわが國の社會學界にもかくの如き問題に對して根本的檢討を加えんとする若干の研究が現はれてきており、例へば前掲の高田、新明兩氏の論文や尾高邦雄博士のもの(社會學と社會學主義「社會學研究」第一卷、第二輯、昭和二十三年)高田博士の其の後の研究(社會學通論、昭和二十五年、特)等の如きがその代表的なものである。以下われわれはこ

れら先學の諸説を參照しつゝ、これまでわれわれが多少ともなしてきた特殊社會學に關する原理的考察の一端をしるして今後の研究へのささやかな出發點としたい。それは又同時に農村社會學を特殊社會學の一とみなさんとするわれわれの見解への基礎付けでもあることを附記しておく。

二

これまで一般に特殊社會學と見なされており(これは主として社會學者の側からである)、或ひはそのような名稱が附せられてゐる(これは主として社會學以外の他の社會科學者の側からである)個々の特殊社會學の中でも宗教社會學においては周知の如くデュルケム、ジムメル、トレルチ、マックス・ウェーバー、ワッハ等に依り、又法律社會學にあつてはデュギー、カントロウィッチ、エルサレム、エールリッヒ、クラフト等に依り、又經濟社會學においてはシミアン、ボジャール、マックス・ウェーバー、ゾムベルト、ゴットル等に依り比較的多くの實質ある業績があげられてゐると云えよう。それ故特殊社會學全般への原理的乃至方法的考察には少くともこれらの人々の業績をその一々について一應分析し、検討す

ることが望ましく、又必要であると思はれるが、ここではその暇なきために割愛し、これらの人々の基本的見解において全體に通ずる根本的諸傾向を概観し、社會學並びに特殊社會學との關係を考察することにとどめておく。

註① 特殊社會學の名稱が附せられてゐるものの中には例へば尾高博士が指適してゐるように(前掲論文五頁)諸社會科學が「從來の研究分野にふりあてきれぬいわば「雜」の部分」を對象としてゐるもの、或ひはカントロウィッチが巧に表現してゐるような「常に他の科學の關心と包攝とに轉位しうる可能性を有しながらも、その外に宿る所となき問題の避難所」としての性格を有するもの(H. Kantowitz "Der Aufbau der Soziologie" Erinnerungsgabe für Max Weber. hrsg. v. M. Palvi. Bd. I. S. 86)——彼はその一例として「ライツク・メサウエーの企圖した新聞社會學(Sociologie der Presse)をあげてゐる——、更に最も通俗的にはある社會事象乃至社會集團等に關するあらゆる角度からの全般的でしかも常識的な知識の集合羅列に對する便宜的な呼稱の如きものもあるが、本稿においてはこれらのものを一應考察の主たる對象となさず、他の機會をまじこととする。

② E. Durkheim, Les formes élémentaires de la vie religieuse. 1912. G. Simmel, Die Religion. 1912. E. Troeltsch. Soziallehre der christlichen Kirchen und

Gruppen. 1913. M. Weber, Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie. III. 1920-1921. J. Wach, *Sociology of Religion*. 1949.

なほ宗教社會學の方法論的研究としては例へば

K. Dunkman, "Soziologie der Religion." Lehrbuch der Soziologie und Sozialphilosophie. 1931.

藏内數太「宗教社會學」(文化社會學、昭和十八年)の如
きがなる。

② L. Duguit, *L'état, le droit objectif et la loi positive*. 1901. H. Kantrowicz, *Rechtswissenschaft und Soziologie*. 1911. F. Jerusalem, *Soziologie des Rechts*. 1925. E. Ehrlich, *Grundlegung der Soziologie des Rechts*. 1929. J. Krati, *Rechtssoziologie* (Handwörterbuch d. Soziologie. 1931). R. Pound, *Sociology of Law*. 1942.

④ F. Simiand, *Méthode positive en science économique*. 1912. A. Bochard, *Les lois de la sociologie économique*. 1913. M. Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*. 1922. W. Sombart, *Nationalökonomie und Soziologie*. 1931. F. v. Gottle, *Wirtschaft als Leben*. 1925. H. Saueremann, *Soziologie der Wirtschaft*. (Lehrbuch der Soziologie und Sozialphilosophie, 1931)

ちてデュルケムをはじめこれらの人々の多彩な業績を

全般的な、そして又原理的な觀點から概括的に考察するならば、われわれはそれらの數多い成果を通じて凡そ次のような三の主要なる傾向を見出すことができる。

その第一の傾向としては特殊社會學は即ち特殊社會科學であり、或ひは少くともそうであるべきことを主張し、兩者を全く同一視するものである。即ち科學としての宗教學は宗教社會學以外になく、又經濟社會學こそ眞に社會科學としての唯一の經濟學であり或ひはそうであらねばならぬとする見解である。このような考え方、及びそれに基く多方面に亘る研究はデュルケムや彼の門下によつて遵奉され、成就されてきてゐるところである。周知の如くデュルケムは各社會科學もしくは精神科學が研究の對象としてゐる社會の各領域のそれぞれの事象——例へば法・宗教・經濟等の如き事象を社會的事實 (*faits sociaux*) として把握し、そのかぎりにおいてこれらの事象の根源的なるもの、乃至は本質的なるものとして究明せられてゐた觀念的存在の概念、及びそのような概念を構成することを以つて主要なる任務としてゐた從來の法律學・經濟學・宗教學等の學問的存在を否定して、これらの事象を社會的事實として實證的に研究することによつてのみ、眞に科學として法學・宗教學・經濟學等が成

立し、それらは實に社會學の特殊部門としての法律社會學・宗教社會學・經濟社會學等に外ならぬものであることを強調してゐる。而して彼自らは特にかくの如き意味における宗教社會學或ひは又道德社會學において實質的な諸研究をなし、そこに新たなる科學としての宗教學・倫理學を建設せんとしてゐるのである。(E. Durkheim, *Les règles de la méthode sociologique*. 1895.)

このような特殊社會學に對して社會學は次の二重の意味で上位的な存在となつてゐる。即ちその方法において社會學は一切の特殊社會學の基礎的科學であり、一方またその對象に關して社會學はあらゆる特殊社會學の對象たる特殊領域を究極的には綜合すると云ふ意味において、デュルケム自身の言葉によれば社會學が劣位の諸科學 (les sciences inférieures) の成果を利用する最後の到來者 (la dernière venue) であると云ふ意味において綜合的乃至帝王的科學である。(Durkheim, *Règles*. 7^{ed.} 1919. p. 39. Note. 1. その外 *Sociologie et science sociales*. 1910 等参照)

註　ガイガーがデュルケムの社會學を認識論的社會學 (erkenntnistheoretische Soziologie) と見なし、一切の精神諸科學に對する方法上の基礎的科學であるとする見解は

デュルケムが究極の任務としてゐる綜合化の一面を開却したることによつて狹義に失するものと云はねばならぬ。(Th. Geiger, "Soziologie". *Handwörterbuch der Soziologie*. SS. 570 f.)

かくしてデュルケム乃至デュルケム學派の所謂社會學主義はまさに彼の社會生理學、即ち特殊社會學において最も顯著であり、又代表的であると云ふことができよう。然らばこの傾向の特殊社會學が志向する認識目標、或ひはその有する根本的課題はいかなるものであらうか。上述せしところによつてわれわれは略々それがいかなるものであるかを推察するに難くないのであるが、要するにデュルケム及びこの學派の唱導し、又實質的にその研究調査をなしたつた特殊社會學は從來の特殊社會科學乃至精神科學の對象領域、或ひは社會を構成してゐる各文化領域がそれぞれ特殊領域として成立してゐる本質的なるもの乃至原理的なるものの究明にあたつてゐるのであり、しかもこのような各特殊領域の究明は從來それに對應する各科學の任務とし課題とするところであつたにもかかわらず、それらはことごとく否定せられて、たゞひとり特殊社會學によつてのみ獨占され、又は獨占せらるべきものであるとして他の一切の社會科學乃至精神

科學の介入をそこに許容してゐないのである。例へばこの傾向の宗教社會學は科學としての宗教學の唯一の存在であり、それは宗教現象を一の社會的事實として實證的に研究し分析することによつて、究極において凡そ一の文化領域としての宗教の本質乃至特質を究明することを以つてその主要なる任務としており、同時に又かゝる方法以外には少くとも科學的に宗教をその研究對象として考察する宗教學は成立せずと見なしてゐるのである。きわめて簡單ではあるが以上が第一の傾向の概要である。

次に第二の傾向は第一の傾向とは異つて一應、特殊社會科學の存在を認容し、むしろ特殊社會學は其の一部門として成立するものであるとする見地に立つものである。即ちこの傾向にあつては特殊社會學の部門を通して、社會學的方法を導入せる一の新たな見地より特殊社會科學の學問的領域を擴大し、その内容を豊かならしめ、このことによつてその對象の究明をより一層十全なるものたらしめんとするものである。例へばこの場合において宗教社會學・經濟社會學・法社會學等々の如きは廣義における宗教學・經濟學・法學等の一部門として、或は少くともこれらの科學の内部から發生し、從來の宗教學・經濟學・法學等において未開拓であつた分野を開

拓して以つてその究極の任務としては宗教・經濟・法等の原理乃至本質の究明を社會學的方法と云ふ新らしき角度より補完せんとするものである。勿論、かゝる傾向を有する特殊社會學もその發生もしくは成立の動機において、從來の特殊社會學が餘りにも社會の現實から遊離した抽象的理論の追求乃至觀念的構念の構成(例へばバレットが指摘してゐるように純粹經濟學における全く非現實的な、一面的な、純粹に假定的な、そして又方法的に單純化された所謂經濟人(homo-economicus)の概念の如きそれである。——V. Parets, *Traité de sociologie générale*, Vol. II, pp. 2009—2024.)にのみ專念してゐることにあきたらず、これに對する批判的態度が存在して居り、従つて從來の特殊社會科學の改造をなさんとする機運も看取されるのである。

註 このような機運の最も濃厚な場合にはこの第二の傾向は、單に特殊社會學の問題に限定するかぎりにおいて、第一の傾向、即ち特殊社會學即特殊社會科學化の傾向に著るしく近接するし(例へばゾムバルトの經濟社會學の如き)、又逆に極めて稀薄な場合にはそれは所謂特殊社會科學の單なる補助科學(Hilfswissenschaft)的地位に接近するであらう。

然しながらそれは第一の傾向にみられる特殊社會學の

如く、全く一切の特殊社會科學乃至精神諸科學を根本的に否定し、科學としての名において之等に代置せんとするが如きものではなく、むしろこれまで一面的であつた特殊社會科學の内容に對して社會學的方法を導入することによつて、さらに新しい一面を加えて從來の一面性乃至非現實性を止揚しようとするものである。このような傾向の特殊社會學に屬すると考えられる人々は多く、又本來的にそれぞれの特殊社會科學者である。換言すればそれは特殊社會科學の内部から社會學の興隆を機縁として勃興し、發展してきたものが多いのである。例へば經濟學者・法學者の主張する經濟社會學・法社會學の如きがそれであり、きわめて概括的な云ひ方ではあるが前述せしクラフト・エールリッヒ・エルサレム等の法律社會學、或ひは又ゴットルの經濟社會學等の如きそのような傾向が顯著であると云へよう。即ちこの傾向の經濟社會學が志向するところは嚴密に、乃至は故意に (intentionally) 他の社會現象からきりはなされた自己完結的な生産、交換、分配、消費等の經濟機能に關する純粹理論を一の社會的現實態としての經濟社會の構造を分析し、究明することによつて兩者相互の關連と、前者が後者へ現實化する過程等々を明らかにし、全體としての經

濟現象の本質を究めんとするものである。従つてこの立場における特殊社會學と社會學との關係は後者が前者の基礎科學ではあるが、それは單に方法の領域に限定されてゐるのである。而してかゝる特殊社會學はその名稱にもかゝらず、通常社會學の體系中に包括されて居らず、又當然包括せらるべきものでもない。此の場合、社會學と特殊社會學をその中に含む特殊社會科學とは本來、相互に平等の關係にあることが既に前提されてゐるのである。

最後に第三の傾向として一括される一群の特殊社會學は第二の場合と同じく特殊社會科學の存在を認容するのではあるが、然しながらその一部門として學問的成立を主張せんとするものではなく、純粹に社會學の一部門としての自己を構成せんとするものである。この場合、特殊社會學が屬する社會學自體が根本的に所謂綜合社會學であるか、もしくは特殊科學的社會學であるかによつてそれは實質的、内容的に著るしくその性格を異にした、ほとんど別箇の形態とも考えられる二つの特殊社會學に再分されるのである。

註 以上のことは勿論、社會學的方法による第二の傾向の特殊社會學にも云ひえられるのであるが、特殊社會學が社

會學の一部門として構成される今の場合、特に顯著に見
うけられるところである。

今われわれはかりに綜合社會學の一部門としての特殊
社會學を綜合社會學的特殊社會學、特殊科學的社會學の
一部門として構想されてゐる特殊社會學を高田博士に従
つて純粹社會學的特殊社會學と稱しておく。われわれは
まず前者から考察する。コント・スペンサー等の所謂初

期の百科全書的社會學 (Encyclopaedic Sociology) を
超克した最近の綜合社會學は社會の一切の領域をその對
象としながらも、これらの各領域が一の全體としての社
會に統合されてゐると云ふ事實に立脚して、一の全體と
しての社會を構成する各領域相互の關連を明らかに
することを以つてその主要なる課題とし、究極的にそれ
らの全體的關連の認識を追求するところに、その學問的
獨自性を主張してゐるのである。かくの如き意味におけ
る綜合社會學の一部門としての綜合社會學的特殊社會學
は新明氏も述べてゐるように、それぞれ經濟・法律のよ
うな特殊領域を主要なる對象としながらも、この特殊領
域をそれ自體において獨自的、或は自律的なものとして
把握せず、それは本來社會の全體的關連においてはじめ
て眞に特殊領域として存在するものであるとの前提の下

に、例へば經濟を經濟そのものとしてではなく、經濟と
法律、經濟と宗教との關係を、即ち關係そのものをその
中心的な課題とするものである。云はば經濟と云ふ一の
特殊領域とそれを除く他の諸々の特殊領域との關連を明
らかにするのが綜合社會學的特殊社會學としての經濟社
會學の任務であり、研究課題である。

註 かくの如き構想の下に特殊社會學の成立を主張する新明
氏はその構想について次の如く述べてゐる。『經濟社會
學を例にとるならばこの場合經濟が特殊的な對象領域と
して選擇されてはゐるが、研究の主眼とされるところは
經濟を中心としながらも經濟それ自身ではなく、これは
法律・道德・宗教等との關連に存するものであつて、窮極
において問題となるのは社會の全體的關連である。この
典型における特殊社會學は一の對象領域を中心としなが
らも實際においては他の多くの對象領域にもわたるもの
であつて、これが特殊社會學を成すのは唯この考察にお
いて經濟が中心とされるからに他ならないのである。』

(新明・前掲論文、前掲書、四六〇頁—四六一頁)

この場合、研究の當面の對象となる兩者の關連乃至關
係は宗教社會學においてワッハが論じてゐる如く (J.
Wach, "Religionssoziologie." Handwörterbuch d.
Soziologie, 1931. S.) 二つの面に分たれうるのであらう。

その一は一の特殊領域が他の諸々の領域を規定し、或ひ

はそれらに影響を與えてゐると云ふ關係面であり、例へば宗教が經濟・法律・政治等に作用し、乃至は働きかけると云ふいはゞ能動面における關係である。その二はこれとは逆に一の特殊領域が諸々の他の特殊領域によつて規定され、或ひは影響を受けてゐる關係面であり、高田博士の言葉に従へば一の社會現象が其の他の社會現象に依りて決定せられ、影響せられてゆく關係である。(高田

「社會學と社會科學」(社會科學評論、第一、二合併集、一七頁)即ち宗教が經濟・政治・法律等から作用を受け、はたらしきかけられると云ふいはゞ所動乃至受動面における關係である。かの著名な新教の宗教倫理が近代資本主義精神の成立に影響を及ぼした關係を論じてゐるマックス・ウェーバーの宗教社會學における業績(M. Weber: Die Protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus, Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie. I. 1920)は明らかに第一の場合に屬するものであり、高田博士が社會學的方法に依つて成立し、その窮極においては夫々の特殊科學に屬すべきものであるとされる一連の特殊社會學(一)それは常に作用せられる現象の説明乃至理解として、之を對象とする社會科學の中に入りこむであらう。而して作用を及ぼす現象を對象とする社會科學に屬することはないはずで

ある。類推的に云へば氣象は人間の生理の上に作用する。けれども人間生理の氣象の事情や變化から受くる影響は生理學の對象ではあつても氣象學の對象でないことは自明である。(高田・社會學と社會科學、前掲書二〇頁)は第二の類型に該當するものであり、(M. Weberの佛教・回教等に關する宗教社會學的業績はむしろこの類型のものとして認めるであらう)ワッハが構想する宗教社會學及びマンハイムの所謂連字符社會學等(Bindestrich-Soziologie)等の如きは兩者を包括するものであると云ふよう。

次に純粹社會學的特殊社會學についてその大要を方法論上より窺ふならば、このような特殊社會學がその一部門として所屬する純粹社會學、即ち特殊科學的社會學(einzelwissenschaftliche Soziologie)は周知の如くジメメル、フィーアカント、ウイーゼ、ガイガー及びわが高田博士等に依つて主張せられてゐるところであり、前述の綜合社會學の立場におけるが如く既存の諸科學の全體の、綜合的に把握すると云ふ、いはば一種の上位科學としての独自の見地から社會學の獨立性を獲得しようとするものではなく、既存の諸科學が從來全くその對象として究明してゐないような特殊別箇の領域を社會的現實態

の中より抽出し、それに對する科學としての認識可能の故に既存の社會科學と全く同様な學問的地位、即ち社會科學の一平民としての存立乃至成立を主張するものである。このような社會學の獨自の對象、それが明らかにせんとする特殊別箇の領域としては社會的行爲、社會關係及び社會集團或は社會形象等があげられてゐるが、これらの對象は社會的現實態の全領野から抽出され、それ故に又社會の全領域に一般的に對應しうる普遍性を理念型的にそれらの中に包蔵してゐるのである。

註 われわれは此の場合、シュメルがなしたような形式と内容と云ふ見地から、彼が屢々引用してゐる幾何學の例を以つて社會學の對象の獨自性を主張せんとする一切の試み、ならびにそれに對する批判には賛同し難いのである。何となれば社會關係、乃至社會的相互作用の形式はなるほど種々の具體的内容を有する諸々の社會現象に對して、一の形式としてこれらを包括しうるものではあるが、然し乍ら同様のことは心理學においても、又經濟學においても、その他の社會科學についても云ひうるからである。心理學は現實の種々の内容を有する社會現象の一切に對して心理學的解釋をなしうべく、又社會の全領域からその對象を抽出しうるのである。經濟學についても此のことは同様である。我々の具體的な社會生活の全領域が生産か、分配か、交換か、消費かの何れかの經濟

關係に包括されうることには經濟學の見地よりすれば當然のことに屬するのである。

純粹社會學的特殊社會學はかくの如き特殊科學的社會學における獨自の對象、即ち社會的行爲や社會關係等々が社會の各特殊領域において把握された場合に成立するものであつて、例へば宗教現象の埒内における社會的行爲、社會集團等々の究明が宗教社會學の獨自的な基本的課題とされてゐるのである。この場合注意すべきことはその窮極の認識目標が例へば宗教的社會關係の特質を明らかにすると云ふよりは、むしろ宗教的領域における社會關係そのものを、換言すればそこに一般的な社會關係を把握せんとしてゐる點である。即ち社會關係の一としての上下關係にみらるゝ支配・服従の一般的理論を宗教的領域に應用して、宗教的な支配・服従の諸關係を社會學の一般的支配理論によつて解釋し、理解せんとするのである。要するにこのような宗教社會學の成果は宗教現象の社會學的考察とかわるところなく、從つてここでは宗教的領域の特殊性乃至宗教現象の特質はもはや第一義的な意味を有しないこととなる。このような傾向の特殊社會學は例へばマックス・ウェーバーの *Wirtschaft und Gesellschaft*. 1922. の中に窺はれ、又ウィーゼの經濟社

會學や村落社會學(Sociologie des Dörfer)の構想、ならびに彼及び彼の門下生の業績等の如きものにみとめられるところである。(L. v. Wiese, Wirtschaftstheorie und Wirtschaftssoziologie, Schmollers Jahrbuch. 60. Bd. 6. SS. 25-27. Das Dorf als soziales Gebilde. 1928.)

三

從來の特殊社會學に見られる主要なる傾向は略々以上の如きものである。然らばわれわれはかゝる三つの、より詳細には四つの傾向の何れの特殊社會學に自己の立場を求むべきであらうか。はじめに述べたように農村社會學を特殊社會學の一とみなさんとするわれわれの見解は何れのものに立脚して農村社會を考察し、究明してゆくべきであらうか。或ひは又、これらの相異なる傾向の中から、われわれの立場を如何にして形成し、基礎付けてゆきうるであらうか。こゝでわれわれは一應、前述せし特殊社會學の根本的立場のそれぞれについて簡単に批判、検討し、然る後われわれの見解の一端を明らかにしたいと思ふ。

先づ第一の特殊社會學即特殊社會科學乃至精神諸科學なりとする傾向について論ずるならば、この傾向の認められる特殊社會學の立脚してゐる方法論上の根本的特色乃至特質はその對象を所謂、實證的方法に依つて把握し、認識せんとする點、及びそのような方法で究明される對象自體を社會的事實として把握せんとする點に要約されうるであらう。

註 例へばデュルケムは彼の所謂、社會學の特殊的諸部門の對象である法律・道德・宗教・經濟・教育等の諸現象が明らかに社會的事實であることを強調し、檢證してゐる。(Règles, chap. I) 又かゝる對象を觀察する規準乃至方法の根據は、あらゆる既有觀念を科學から捨てざること、(écarter de la science toutes les prénotions) によつて、社會的事實を事物として取り扱ふこと、(traiter les faits sociaux comme des choses) であるとしてゐる。(Règles, chap. II. 特ニ p. 30 et suiv.) ほぼ本文においてこの場合、對象上の特質から方法上の特色へと論述するのが妥當であることは勿論であるが、對象上の特質の重要性にかんがみて便宜上、論述の順序をかへて逆にしたのである。

さて第一の點に關しては、少くともデュルケム以後、今日にいたるまでの特殊社會科學の發達によつて實證的方法はひとり特殊社會學のみの占有するところではなくな

り、従つてかくの如き方法よりする特殊社會學の學問的獨立性乃至獨自性は主張しえられないことゝなるであらう。第二の點については、即ち各特殊社會科學の對象を社會的事實なりとする見解に對しては、われわれはデュルケムが個人的表示 (*les manifestations individuelles*) に對して全く獨立的な、然も個人に對して外的拘束 (*une contrainte extérieure*) をおよぼすと云ふ意味においてのみ社會的であるとする一面的な考え方に直ちに賛同するものではないが、然しながら個人に對して同化誘導の機能をも併せ有し、個人の意識に全く外在するのではなくして、あくまで個人に内在しながらも個人を超越した存在者と云ふ意味において各對象の社會性をみとめ、そのかぎりにおいて社會的事實の科學的認識の客觀性を肯定するものであり、この第二の點を一應、認容するのである。然しながらかかる立場はそれ自體において正當であるにしても、即ち特殊社會科學の對象領域全般にわたつて共通にみとめられるところではあるが、然しながらそれぞれの科學の對象領域の個個の特殊性はこの立場においては、一體何を基準として把握されるのであらうか。換言すれば法律・政治・經濟・宗教等の各事象は何れも皆、社會的事實であると云ふ點においては同様で

あるが、然もなおそれらのものは法律的なる社會的事實、經濟的なる社會的事實、宗教的なる社會的事實であると云ふ點において、それぞれ異質的なる側面を有しており、ここにこれらの特殊領域への個別的な認識が可能となるのであるが、法律的・經濟的・宗教的なる特殊性は法律的・經濟的・宗教的事象が單に、ともに社會的事實であると云ふ點からは如何にしても見出されえないであらう。第二の點はむしろ社會學個有の立場ではあるが、各特殊社會科學の獨自の立場ではなく、従つてこの點より特殊社會科學即特殊社會學と云ふ方法論の基礎は成立しえないこととなる。然しながらデュルケムにおいても勿論かくの如き特殊社會學の對象としての社會的事實が、ただ單にあらゆる特殊領域に普遍的な社會的事實として捉えられると云ふ(このことは彼の場合、きわめて重要な意義を有してはゐるが)、いはば全く消極的な (*toute négative*) 段階に止まつてゐるのではなく、特殊の社會的事實として、即ち「共通のなる若干の外部的特徴によつてあらかじめ決定されたる一群の現象」 (*un groupe de phénomènes préalablement définis par certains caractères extérieurs. Règles, p. 45*) として、例へば宗教的なる社會的事實として、その本質乃

至原理的なるものが究明されるのである。

註

共通的なる若干の外部的特徴を何によつて決定するかについてデュルケムは次の如き興味ある叙述をなしてゐる。『實際の場合には、我々は通俗概念 (concept vulgaire) 及び俗語 (mot vulgaire) から常に出発する。即ち我々は俗語が漠然表示してゐる諸事物中に、共通の外部的特徴を表はすものがあり、且つ關係せられた一類の事實によつてつくられた概念 (le concept formé par le groupement des faits ainsi rapprochés) が、よし全部的にはなくとも (かかる場合は稀である) 少くとも大體において通俗概念と一致するときには、われわれは通俗概念を表示する語をそのまま引續いて右の概念に附し、かくて日常語中に用ひられてゐる表明を科學中に保存するのである。』 (Règles, p. 47, not. 1) 或ひは又、われわれは通俗概念によつて同一名稱の下にまとめられ、従つて共通特徴を持つてゐるであらうと思はれる一群の現象が何處かに存在してゐると云ふことを教へられる。而してまた、この通俗概念は必ず現象と接觸せる (contact) ものなるを以つて、勿論大ざつぱではあるが、屢々われわれに現象が如何なる方針によつて探究されるべきであるかと云ふことを教へてくれる。然しながら、かかる概念は、元來粗雑に作られたものであるが故に、適當の機會にくられた科學的概念 (le concept scientifique, institué à son occasion.) と正確に一致しないのはもとより當然である。』 (Règles, pp. 46-47)

これらの點については猶、論ずべき問題が残つてゐると考えられるが今は省略する。

かくしてデュルケム自身、又その學派に屬する人々がなした特殊社會學的業績は實質的に右の方法論に基いてなされたものである。例へばデュルケムの宗教社會學は専ら宗教の本質乃至宗教的思想や信仰、行事の最も本質的なもの——即ち神聖觀念——を宗教の原初形態において探究したものである。

以上簡単に考察せしところによつて明らかなる如く、この傾向の特殊社會學が第一義的に究明せんとするところは、むしろ社會學以外の他の特殊社會科學乃至精神諸科學の本來、志向するものに外ならず、従つてそれは綜合社會學であれ、特殊科學的社會學であれ、兩者いずれの立場をとるにしても、もはや社會學個々の對象、或ひはその窮極の認識目的の範圍内にあるものとは云ひ難いのである。その結果、社會學の一部門として特殊社會學が構成せらるべき方法論上の根據は、この傾向の特殊社會學の原理的分析乃至考察からは到底もとめられえない。この點よりしてわれわれは、その貴重なる成果にもかかわらず、かくの如き特殊社會學の傾向をそのまま特殊社會學として認め難いのである。

次に第二の傾向について検討するならば、このような一群の特殊社會學は、前述せる如くその構成の出発點においても、又實質的にも明らかに社會學以外の他の特殊社會科學に所屬すべきものであり、それらが名目的に特殊社會學と稱せられる所以は、所謂社會學的方法によつて特殊社會科學の對象を考察すると云ふ一點に存してゐるにすぎない。ハジメルが反覆して述べてゐるやうに歸納法が獨立の科學を作らぬと同様に、社會學的方法もまた新しき獨立の科學を作ることはないであらう。

(高田學と社會科學—社會科學評論、社會第一・二合併集一九頁—二〇頁)との高田博士の所説の如く、或ひは又數學の方法を高度に利用する數理統計學や數理經濟學等が同様に自然科學たる數學に所屬せずして、社會科學たる經濟學乃至統計學の一部門であることが明らかな如く、これらのいはば名目の特殊社會學は、本來的に云つて社會學には屬せず、従つてこれに社會學の名稱を附することは適切ではなく、一の獨立科學としての社會學の學問的性格を曖昧ならしめ、社會學の學問的地位を誤解せしめるに役立つだけである。

われわれの忌憚なき見解を以つてすれば、これらの特殊社會學は個別的に宗教社會學・法律社會學・經濟社會學等と呼ぶべきものではなくして、むしろ前述の數理

統計學、數理經濟學、或ひは社會心理學等の如き名稱と同様にそれぞれ社會宗教學・社會法律學・社會經濟學等の如く稱せらるべきものであり、嚴密に特殊社會學とは區別して構成され、考察せらるべき性質のものであらう。

註 此の點においてパウランドが Sociological Jurisprudence (すはば社會法學) と Sociology of Law (すはば法律社會學) とを區別し、前者を法律學に、後者を社會學に屬せしめてゐるのは注目すべき見解である。(cf. R. Pound, "The scope and Purpose of Sociological Jurisprudence," Harvard Law Review, XXIV, 1910-1911)

従つてわれわれが今、社會學の一部門としての特殊社會學の成立を論ずるにあたり、このような立場を基礎とすることは全く不可能であると云はなければならぬ。

註 此の傾向の特殊社會學については猶その個々の内容に亘つても若干、検討すべきであるが、今は省略して他の機會にゆずりたい。

最後に第三の傾向の特殊社會學、即ち綜合社會學的特殊社會學と純粹社會學的特殊社會學とについて簡單な検討を試みる。この種の特殊社會學は、それが綜合社會學の立場によるものであれ、又は特殊科學的社會學の見解に基くものであれ、何れにせよ前二者の傾向の特殊社會

學とは異つて、その方法において社會學的であることは勿論であるが、さらにその對象も純粹に社會學的であると云ひうる。即ち綜合社會學的特殊社會學は決して個々の特殊領域の本質的なるもの自體を究明せんとするのではなく、個々の特殊領域相互の關係そのものを對象としており、また純粹社會學的特殊社會學も同様に個々の特殊領域それ自體ではなく、個々の特殊領域における社會的行爲、社會關係、社會集團、もしくは社會形象そのものを問題としてゐるのである。かかる點よりして此の種特殊社會學が何れも社會學の體系中に包括せられ、まさしく社會學に所屬するものであることは明らかであらう。特殊社會學を原理的にその嚴密なる意味において社會學の一部門と見なすわれわれの立場は、この點においてこの種特殊社會學の方法論より重要な示唆をうけるものであると云はなければならぬ。然しながらわれわれは前者、即ち綜合社會學的特殊社會學が社會の全體の關連を認識せんとする立場をとる綜合社會學の中において、個々の特殊領域を中心としてそれらのはば部分的關連を究明せんとするかぎりにおいて、綜合社會學の一部門として成立すると云ふ點に異論はないけれども、ただこのような對象への研究が果して眞に特殊のであり

うるや否やと云ふこと、及び個々の特殊領域を中心とすると云ふ意味、そして更にはかくの如き個々の特殊領域間の部分的關連の集積とも云ふべき全體的關連を對象とする綜合社會學そのものの學問的存立の可能性等に關して猶、多くの疑問をいだくものである。われわれの見解を以つてすればかゝる特殊社會學が對象の中心とする個々の特殊領域はなるほど社會の全體に對して特殊のと云ひえられるけれども、それに對してなされる個々の特殊領域間の關連の認識は社會の全體的關連に對して特殊のであると云ふよりも、むしろ部分的であると考えられるのである。ことがらをやゝ具體的に云へば、例へば宗教と經濟との關連を考察する場合、この關連の中心となる宗教乃至經濟それ自體は全體としての社會に對して特殊領域を形成してゐるのであるが、その考察が兩者の關連を究明することによつてやがて諸領域間の全體的關連を明らかにすると云ふ志向の下に成立するかぎり、こゝで問題となつてゐる宗教と經濟との關連は、兩者何れを中心とするにせよ、特殊の關連であると云ふよりも部分的關連であると云つた方が適切であらう。このことはかゝる特殊社會學の構成を主張する新明氏の云ふところによつても明らかである。即ちかゝる特殊社會學は綜合社會學一

般に對して補充的な意味を有しており(新明、前掲論文、前掲書、四六五頁)それが問題とする各々の特殊對象領域(新明、前掲論文、前掲書、四六〇頁)は即ち社會の特定の部分的領域(新明、前掲論文、前掲書、四六五頁)として把握されてゐるのである。かくして綜合社會學と綜合社會學的特殊社會學との關係は普遍と特殊との關係と云ふよりは、むしろ全體と部分と云ふ兩者の關係によつて貫かれており、それ故に部分としての後者は最後に全體としての前者に歸趨すべき運命をもつものと云はれ(新明、前掲論文、前掲書、四六一頁)窮極においてもなお、それ自體において普遍に對し存立しようするような眞に特殊としての性格を有してゐないものと考へられる。

次にかくの如き特殊社會學は、綜合社會學が本來その目的とする社會の全體的關連の認識を特殊的對象領域を中心として遂行する(新明、前掲論文、前掲書、四六一頁)ところに成立するものであると主張されてゐるが、この場合特殊的對象領域とは云ふまでもなく經濟・法律・宗教等の如き特定の對象領域である。然らばこのような個々の特殊領域を中心すると云ふ意味は如何に解さるべきであらうか。經濟社會學に例をとるならば經濟の領域を中心すると云ふことは經濟そのものとしてではなく、經濟と法律、經濟と宗教、經濟と政治及びその他の一切の特殊領域との關

係そのものが問題とされると云ふように、關連ある二つの特殊領域の任意の一方が常に經濟であると云ふことにすぎないのである。然るに經濟と法律との關連を究明することは同様に又法律社會學の任務でもありうるし、經濟と宗教との關係は宗教社會學が考察すべき對象ともなつてくる。事實において此の種の特殊社會學の好例としてあげられてゐるマックス・ウェーバーの宗教社會學は宗教それ自體の單獨的な考察ではなく、宗教と經濟との關連を究明したものであり、それは宗教社會學であると同時に經濟社會學たる意味を有してゐると認められてゐる。(新明、前掲論文、前掲書、四六二頁)かく考へてくると一の特殊社會學が或る特定の特殊領域を中心すると云ふ意味は極めて漠然たるものとなり、一の特殊領域を中心とする特殊社會學が同時に又、他の特殊領域を中心とする特殊社會學とも見なしうると云ふ論理的矛盾におち入り、具體的には經濟社會學は同時に法律社會學でもありうると云ふ困難に達着し、従つてもはやそこには一の特殊社會學が成立する對象上の獨自性乃至特殊性は見出され得ないこととなるであらう。

註 このような矛盾を克服すると云ふ意味において、ここで

問題となるのはさきにもふれたように、兩者の關連のあ

り方である。即ち兩者の關連を一方が他方を規定し、或ひは影響を與へる積極的な、能動的な面と、此の逆の規定され影響される消極的な、受動的な面とに分けて、此の何れか一方に問題を限定すれば、一の特殊領域を中心とする云ふ主張は成立するであらう。例へば經濟と他の領域との關連を、經濟が他の領域を規定する面のみに着目すれば、經濟と他の領域との關連の考察において經濟を中心すると云ふ意味が明らかとなり、經濟以外の他の領域を中心とする場合にもこれと重復、矛盾することは避けられるであらう。逆の場合も又可能である。即ち經濟と他の領域との關連を、經濟が他の領域から規定される面のみに着目すれば、前の場合と同様に經濟を中心すると云ふ意味が判然となるであらう。兩面の關連をとらへ問題とすることは關連そのものの考察としては必要であり、又望ましいことであるが、(それは又實に綜合社會學本來の立場でもある)このことは前述せし如く一の特殊領域を中心として構成される特殊社會學の成立をほとんど無意味ならしめることとなり、ひるがへつて兩面の關連の何れがとりあげらるべきかは、現在までに猶、全く解決されてゐない状態にあるといへよう。解決の困難はさきにもふれし如く、綜合社會學本來の方法論そのものの中にねざしてゐるようである。

最後に綜合社會學は宗教・經濟・法律等々の社會の各特殊領域の一切にわたる全體的關連をその獨自の對象と

することによつて成立するものとされてゐるが、このよ
うな全體的關連の究明は部分的關連を明らかにせずして
は到底不可能であり、更に又、全體的關連の認識と云ふ
も有限なる存在者としての人間においては要するに各部
分的關連の認識より出發してゆくよりほかに方途は見
出せない。(少くとも社會學が科學として實證的立場を放
棄しえないかぎり)かくして綜合社會學そのものはその
窮極の目的はいかなるものであるとしても、現實には所
謂綜合社會學的特殊社會學と變りなき學問的存在である
にすぎず、それ以上の獨自性を主張しうる實質的根據は
見出し難いと云はざるをえない。しかも社會の各特殊領
域相互の關連は常に進展し、變遷しつづつあるものである
ことに着目するならば、それらの考察もまた、これに伴
はざるをえず、かくして綜合社會學の科學的獨自性の基
礎たる所謂全體的關連の認識の可能性は、よしそれが單
なる部分的關連の認識の集積にすぎざるものであるとし
ても、またそれが抽象的とはいかように矛盾なく確立さ
れうるとしても、現實にはほとんど不可能であると斷ぜ
ざるをえないであらう。このことを特殊社會學を中心と
して云ふならば、綜合社會學的特殊社會學が一部門とし
て所屬する綜合社會學そのものの嚴密に科學的な獨自的

存立の根據が著しく薄弱なものとみなされる以上、前者はもはや眞に特殊社會學として成立する意義を理論的にも、また實質的にも喪失することとなり、それは特殊社會科學の何れにでも屬しうるような、その意味において所謂中間領域の學として、いまや嚴密なる意味における社會學と直接にはなんらの關係なき一種の從屬科學であり、かありえないこととなるであらう。

次に残された最後の傾向として純粹社會學的特殊社會學について一應の検討をなしておく。さきにわれわれが第三の傾向の特殊社會學(いはば社會學的特殊社會學)から重要な示唆をうけると云つたのは此の場合も、綜合社會學的特殊社會學の場合と同様に、それが正しく社會學の一部門として構成されると云ふ點にとゞまつてゐるのである。即ちそれは特殊領域における特殊性の、或は特殊領域をして特殊領域たらしめてゐる本質的なるものの究明をその中心課題としてゐるのではなくして、特殊領域に對する社會學の一般理論からする考察の可能性が専らその方法論的基礎を形成してゐると云ふ點において、特殊科學的社會學の體系中に包括され、そのかぎりに對して社會學の名稱がこれに附與されてゐることは當然のことであり、原理的に正當であると考へられるの

である。たゞこの場合にも、われわれはなお若干の疑義を有するものであること、及びその内容について以下簡単に述べておく。

ところで問題は此の種特殊社會學が社會學自體乃至社會學の一般的部門と方法論上、どの程度の相異或は區別が存してゐるか云ふ點に主としてかゝつてゐる。なるほど、此の種特殊社會學はその對象領域を社會の特殊領域にのみ限定してゐるのであり、従つて社會の一切の領域をその對象としてゐる社會學の一般的部門とは明らかに區別せらるべきものではあるが、然しながらこの特殊領域における對象把握の方法は終始、社會學の一般理論に基いてなされ、その認識目的は社會學における一般理論が各特殊領域において、さらに實證的に明確に把握されると云ふこと、乃至は社會學における一般理論によつて特殊領域の對象(即ち行爲、關係、集團等)が説明され、解釋されると云ふことにその中心が見出されるのである。このことをさらにつきつめて考へてゆくと、此の種特殊社會學は要するに社會の特殊領域に對する社會學的考察乃至研究と云ふ一の應用社會學的性格以上のものではなく、そこには一般理論に對する特殊理論の追求或は構成が根本的に志向されておらず、従つて

社會學の一部門としてではあるが何故、特に特殊社會學が社會學の一般的部門とは別箇に成立し、或ひは樹立されるかと云ふ、その間の独自の理論上の根據が明確に存してゐないようである。以上のことをいくらか具體的に云ふならば、例へば前述のウィーゼの村落社會學においては現實の農村が如何なる程度に *Gemeinschaft* 的集團であり、それが如何なる程度まで *Gesellschaft* 化しつゝあるかが明らかにされ、説明され、解釋されてはゐるが、現實の農村が如何に他の集團と異つた特殊な *Gemeinschaft* 的集團であるかはほとんど問題とされて居らず、少くとも彼の村落社會學的業績の中心的な課題とはなつてゐない。前者は明らかに社會學自體の一般的理念型としての *Gemeinschaft* の歴史的現實化の程度、もしくは量の問題であると云へるが、後者は同じく一般的理念型としての *Gemeinschaft* の社會の特殊領域における特殊化、もしくは質の問題であるとも考へられ、兩者は一應、根本的に區別さるべき性質のものとして考へられる。

かくの如く検討してくるならば純粹社會學的特殊社會學は、さきに考察、批判した第一、第二の傾向の特殊社會學が本來、むしろそれぞれの特殊社會科學に屬すべき

ものであるのとは逆の意味において、方法論上からみるならばあまりにも社會學自體、或は社會學の一般理論の内に隱没して、それを基礎とし、母胎としながらも、それとは別箇に特殊社會學として成立するに足る丈の理論的根據をほとんど缺いてゐるようである。以上がわれわれの疑義の主要であり、従つてわれわれが特殊社會學の基礎理論をこの立場よりのみ求めることは、あきらかに猶、逡巡すべきところであると云はざるをえない。

四

これまでの論述によつて極めて簡単にではあるが、特殊社會學の概觀とこれに對する若干の批判とを終へることとする。最後にわれわれは特殊社會學に關するわれわれ自身の見解を明らかにすることによつて、前述せしが如き特殊社會學の諸傾向に對する批判の立場を明確ならしめてこれまでの論述を基礎付け、それに一應の結末をつけることとし、併せて農村社會學を以つて特殊社會學の一たらしめんとするわれわれの意圖に方法論上の根據を附與することとした。

特殊社會學に對するわれわれの見解、換言すればわれわれが構成せんとする特殊社會學が、その成立の根本で

ある方法論上の性格において凡そ如何なるものであるかは、既に間接的乃至消極的にはこれまでの論述によつて略々推察されるところであると思ふ。それは次の二點に要約されうる。即ち先づそれは嚴密なる意味において特殊科學的社會學の一部門であり、その領域を超えて他の特殊科學の領域に侵入するが如きものではないと云ふ點と、次にそれは全體に對する個別、もしくは理論に對する應用と云ふが如き意味の特殊ではなくして、眞に一般に對する特殊と云ふ意味において、社會學の一般理論に對する特殊社會學の中心的部門を構成しなければならぬと云ふ點、つまり一般社會學に對して特殊社會學も又、その特殊社會理論を基礎として成立すると云ふ點である。

こうした二點を含めてわれわれは特殊社會學を次の如く規定する。特殊社會學は社會學の一般的理論、もしくは一般社會學において構成される理念型としての普遍的概念を基礎として、これに基いて歴史的社會的現實態を構成してゐる特殊領域における特殊なる社會理論の究明に任ずる社會學の一部門である。而してその中心的課題は特殊領域をして眞に或る特定の特殊領域たらしめてゐる本質的なるもの乃至は根本的特殊性によつて、社會の

普遍的領域を對象として、成立する社會學の一般理論が如何に特殊化して居り、特殊化しつゝあるかの問題に略々限定されうるであらう。

註

かかる課題は高田博士の云ふ「他の現象から(即ち經濟・法律等の諸社會現象から……筆者)結合乃至集團の例が(即ち特殊科學としての社會學の一般理論もしくは普遍的概念……筆者)受ける作用を明らかにする」(高田「社會學と社會科學」社會科學評論、第一・二合併集、二頁)との見解に近接するものと考へられるが、高田博士のこのような純粹社會學の特殊部門としての特殊社會學については現在、未だ博士自身に詳細の論述なき故、これ以上たゞいつた推論は許されないのであらうし、かつ又博士が農村社會學をこのような特殊社會學の一と見なすや否やは全く不明である。白井二尙博士は「特殊文化領域の社會學的研究(即ち文化領域の差異に從つて、換言すれば各特殊文化領域を對象として成立する特殊社會學——筆者)は、社會的行爲・關係・集團がその領域の特殊性によつて如何に限定變容されるかの究明を中樞的課題とするべきであり、從つてそれはその文化領域に於ける行爲・關係・集團の究明に先づ力を注ぐべきである」(白井「社會學の對象と方法」社會科學評論、第五集、昭和二十五年、九一頁—九二頁)としてゐるが、この見解は云ふまでもなくわれわれの立場の基礎をなしてゐるものである。

なおここに歴史的社會的現實態を構成してゐる特殊領域とは人間社會をして眞に人間社會たらしめ、その集團的統一性の客觀的基盤となつてゐる廣義の文化の各領域即ち各特殊文化領域を意味し、社會はこのような各特殊文化領域を契機的存在として成立してゐるものと解せられる。さて以上のことを具體的に宗教社會學に例をとつて考へれば次の如くなるであらう。特殊社會學としての宗教社會學は社會學の一般理論、例へば社會的行爲や社會關係や社會集團の諸々の理論に基いて、宗教の領域における特殊なる社會理論、即ち宗教的なる社會的行爲や宗教的なる社會關係や宗教的なる社會集團の諸々の理論を追求し、それらの特殊概念構成を窮極の任務とする。而してその中心的課題は宗教領域、或は宗教現象をして宗教領域たらしめ、もしくは宗教現象たらしめてゐる宗教の諸特質（かゝるものは勿論、靜止的乃至固定的なものとは考へられないであらうが、例へばわれわれはその一として人間と何らかの超越的存在者との關係をあげることができよう）即ちこのようないはば宗教領域の有する獨自の特殊性によつて、宗教なる社會の特殊領域においては社會の一般理論が如何に特殊化してゐるか、換言すればそこでは如何なる特殊社會理論が見出せるかを究

明することゝなるであらう。

註 例へば上下關係を基礎として成立する諸々の支配と服従との一般的社會關係は、ここでは宗教の特殊性によつて、屢々カリスマ的支配と云ふ特殊なる、いはば宗教的支配關係を形成するのである。

かゝる究明において先づなさねばならないことは、臼井博士の云ふ如く宗教領域における宗教的行爲・宗教的關係・宗教的集團の實證的開明分析であり、例へば宗教の領域についてこれを見れば、宗教を専らにする者としての僧侶の行爲、彼等との關係、彼等の成す集團又彼等と俗人との間の關係等（臼井、前掲論文）が研究の對象となるであらう。

以上の如くわれわれは特殊社會學を社會學の一部門として、然もなお特殊社會領域、即ち特殊文化領域を對象とする一の獨自な理論社會學として窮極的に構成せんとするものであるが、然しながら勿論、特殊社會學を以つてそのみに終始せしめんとするものではない。即ち一般社會學乃至社會學自體に歴史的部門があると同様に、特殊社會學においても特殊領域の歴史的個別的認識が前述の特殊理論に基いて可能であることは云ふまでもなく、このことによつて理論の現實化が行はれるのも一般

社會學と全く同様である。(白井、前掲論文、前掲誌、八五頁参照)

農村社會學はかくの如き方法論上の原理的構造を有する特殊社會學の一である。先づわれわれはこの立場から農村社會學の考察、我が農村社會の實證的研究をなすことを提言しておく。

猶、農村社會學が特殊社會學に屬すると云ふわれわれの見解に關して、特殊社會學が特殊文化領域を對象とすると云ふ點を中心として特に若干の論述を附加しておく。従來、文化を以つて人間の精神的所産であるとする見解はドイツ文化社會學等において支配的な傾向である。彼等にあつては文化とは宗教・藝術・道德・教育・知識等の如き人間の精神生活に顯現するもの、或は人間社會生活における精神的形象に外ならないのである。例へばマックス・シェーラーは文化の内容として宗教・藝術・法・知識等の所謂人間の精神的社會生活をあげ、かくの如く精神的に決定せられ、精神的な、即ち理想的な目的、價値に意向した人間の存在及び行爲、評價、態度の研究を以つて文化社會學としてゐるが如き(M. Scheler, *Die Wissensformen und die Gesellschaft*. 1926.) 或ひは又わが藏内教授は文化社會學を以つて知識・宗教・藝術等の精神的形象を對象として研究する社會學の特殊

的部門としてゐるが如き、(藏本數太、文化社會學、昭和十八年) 何れも文化領域を狭く精神的領域と解してゐるものである。

然しながらわれわれはかくる立場をとらず、前述せし如く文化を廣義に解し、精神的並びに物質的な人間の一切の行爲様式と見なすものである。このような廣義の文化の意味はフィアーカーントの社會的客觀的構成物(*sozialen Objektivgebilde*)における非人格的構成物(*unpersönliches Gebilde*)の概念の中にも認められるところであるが、(A. Vierkandt, *Gesellschaftslehre*. 2 auf. 1928) 特にアメリカの文化社會學、文化人類學において明確に見受けられる。例へばオグバーンは文化の中に精神的文化(*spiritual culture*)と共に物的文化(*material culture*)をも包括し、(W. Ogburn, *Social Change*. 1923) またウォーリスは文化を人間の集團を特色付ける凡ての理想、活動及び物質の總計となし、(W. Wallis, *An Introduction to Anthropology*. 1927. p. 452) またウィッスラーは文化を人間の集團が有する固有の生活様式(*mode of life*)と見なし、それは衣食住の如き基本的な生活様式から、これと關連する種々の觀念、信仰、儀禮、學問、藝術等の一切の生活内容に亘る行動の様式を包括してゐるとされてゐる。(C. Wissler, *Man*

and Culture. 1922. pp. 1-4.)

われわれは特殊社會學の對象をこのような廣義における文化の各領域となし、それぞれの各特殊文化領域に對應して各特殊社會學の成立を認容し、その独自の體系を構想するものである。然らば農村社會學はかゝる觀點よりして原理的に如何に構成さるべきであるか、換言すれば特殊社會學としての農村社會學独自の構造は如何なるものとして形成さるべきであるかを概観して、一應本論文を結びたいと思ふ。

特殊社會學としての農村社會學の對象領域は、云ふまでもなく特殊文化領域としての農村社會（それは同時に特殊社會集團としての農村社會でもあるが、今は此の點にふれぬ）であり、農村社會學はかくの如き特殊文化領域としての農村社會を社會學の一般理論に基いて分析開明し、そのことによつて農村社會に對應する獨自なる特殊社會理論の構成を志すものである。いはば農村的なる社會的行爲、農村的なる社會關係、農村的なる社會集團の諸々の特殊理論を追求し、それぞれの概念を理念的

に構成するのである。然らば農村社會をして眞に農村社會なる特殊文化領域たらしめる本質的なものは何であらうか。少くとも農村社會を一つの特殊文化領域と見做しうるためには、そこに何らかの他の文化領域とは異なる特定の文化が根本的に認められなければならない。このような特定の文化が中心となつて、もしくは基礎となつて社會が形成されてゐるところに、農村社會の特殊文化領域としての意味が認められ、その特殊性が問題となりうるのである。われわれはそれを廣義における文化の一特殊形態としての、生産様式を中心とする農業文化（所謂 Agriculture）、或ひは言葉そのものゝ通俗的な慣用例に従へば、農耕文化に求めるものである。従つて農村社會學の中樞的課題をなすものは、人間の行爲様式の一特殊形態としての農業なる生産様式によつて社會學の諸々の一般理論が、即ち社會的行爲・關係・集團等の諸理論が如何に特殊化し、又は特殊化してきたか、或は特殊化しつつあるかを實證的に、そして又そのことを通して理論的に充分に究明することである。（一九五二・六・一五）